



ご家族のみなさまもご覧ください

目次

新年のごあいさつ	2～3
退職後の医療保険制度	4
平成22年度分特定健診・特定保健指導実施報告について	5～6
平成23年度文化教養講座（第2回）を開催しました!!	7～8
組合員証の提示にご注意ください	9
資格喪失後の組合員証等について	9
被扶養者Q&A	10～11
健康コラム	12～14
外来診療で「限度額適用認定証」が 使えるようになります	15
共済組合指定宿泊施設の閉館について	15
交通事故等にあったとき	16
年金係からのお知らせ	17
貯金係からご案内	18
平成24年貸付金・ 自動車購買立替金振込日のお知らせ	19
自動車購買立替金制度をご存じですか	19
共済組合物資係指定店の紹介(その4)	20
ねぶた祭りのご案内(アップルパレス青森)	21
高知共済会館からのお知らせ	22





新年のごあいさつ



理事長 板原 啓文
(土佐市長)

平成24年の年頭にあたり、組合員ならびにご家族の皆様へ、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災では、尊い多くの人命が失われ、建物の倒壊・流失、ライフラインの寸断など非常に広範な地域で甚大な災害がもたらされました。さらに、被災された方々は、今なお住み慣れた故郷を離れ長期化する疎開生活を余儀なくされる状況でございます。被災地の皆様方、ご家族やご友人を亡くされた方々に謹んでお悔やみ申し上げ、皆様方が1日も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

県内各自治体においても、予想される南海大地震等に対する災害予防対策と危機管理対策等が喫緊の課題であり、共済組合におきましても、組合員の皆様に対する災害時の業務運営体制を確立していく所存でございます。

さて、共済制度をとりまく情勢は、医療保険制度では、現在の後期高齢者医療制度に加入する75歳以上の高齢者を平成25年に国保加入とし、平成

30年には国保の運営主体を市町村単位から都道府県単位に変更するという、新たな高齢者医療制度の導入・実施に向けた議論が行われております。

また、年金制度改革については、一昨年来、政府与党社会保障改革検討本部において税制抜本改革と一体で検討が行われ、昨年には「社会保障・税一体改革成案」が取りまとめられました。その内容は、年金改革の目指すべき方向性を「年金一元化」「所得比例年金と最低保障年金を組み合わせる制度」「財源を所得比例年金が保険料、最低保障年金が税とし、財政的に安定した持続可能な制度」などに置いて、新しい制度確立を図ることとし、この方向性に沿って現行制度の改善を速やかに進めるとされています。

今後、日本の社会保障制度が大きく変わる転換期を迎えています。私ども共済組合といたしましては、これらの動向を注視しつつ、地方公務員制度の一環として、年金・医療・福祉の事業が一体的かつ効率的に運営されている共済制度の意義・役割を踏

謹賀新年

事務局 長

中山 昭彦

外職員一同

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

金子 二宮 中西 早川 筒井 久川 沖本 高瀬 大石 岡崎 門脇 小松 明坂 今西 三谷 山本 中川 水田 杉本 橋詰 板原
英伸 英雄 司 浩由 敬二 陽 年男 満伸 弘秋 誠也 榎夫 幹侍 浩彦 美雄 正志 正孝 嘉宏 壽人 啓文
(黒潮町) (四万十市) (須崎市) (高知市水道局) (土佐町) (安芸市) (宿毛市長) (仁淀川町長) (高知市長) (香美市長) (室戸市長) (高知市) (本山町長) (三原村長) (南国市長) (土佐市長)

議員

小松 明坂 今西 三谷 山本 中川 水田 杉本 橋詰 板原

監事

今西 三谷 山本 中川 水田 杉本 橋詰 板原

学識経験者

三谷 山本 中川 水田 杉本 橋詰 板原

〃 〃 〃

山本 中川 水田 杉本 橋詰 板原

〃 〃 〃

中川 水田 杉本 橋詰 板原

〃 〃 〃

水田 杉本 橋詰 板原

〃 〃 〃

杉本 橋詰 板原

〃 〃 〃

橋詰 板原

〃 〃 〃

板原 啓文

まえた議論が十分になされるよう、全国市町村職員共済組合連合会をはじめ関係団体等と連携した対応を進めてまいります。

本組合の事業状況は、近年の市町村合併、団塊世代の退職等による組合員数の減少及び給与抑制の影響に伴い負担金・掛金収入の減少傾向が続いている状況にあります。支出面では特に短期経理において高齢者医療制度等に係る各種拠出金の総支出に占める割合が高くなっており、平成23年度において財源率引上げを余儀なくされました。平成24年度におきましても、財政状況は厳しいところであり、組合員の皆様のご理解とご協力をお願いし、一定の引き上げが必要な状況となっております。

医療保険制度である短期給付そして健康増進に関わる保健事業につきましては、人間ドック利用助成・成人病検診助成、各種健康増進セミナーの実施等、今後におきましても、費用対効果を十分に勘案して、医療費増高対策の更なる事業拡充に努め、早期発見早期治療等の発症抑制に向けた取り組みを進めてまいり所存でございます。

長期給付事業につきましては、各県の市町村共済組合と全国市町村職員共済組合連合会が協同して、一元的に年金の決定・支払事務を行い、概ね順調に推移しているところです。本組合も事業の円滑かつ効率的な運営を図りつつ、組合員ならびに年金受給者の皆様にとって身近で丁寧な相談や情報提供など、サービス向上に努めてまいります。

福祉事業につきましては、制度上貸付申込み時の審査基準が厳しくなったことから利用件数が年々減少しています。組合員の皆様におきましても、利用の際には安定した償還計画を立てていただくことをお願いし、安定した事業の運営と拡充に努めてまいります。貯金事業につきましては、順調に利用高が増加しています。低金利が続く社会・市場情勢の中、健全かつ安全な運用を図り、組合員の皆様にとって安心で有利な貯金事業を進めてまいります。

当組合の宿泊施設である「高知共済会館

COMMUNITY SQUARE」につきましては、昭和59年のオープン以来28年を経過し、運営状況は平成4年をピークに年々厳しい状況になっておりました。そうした中、当組合の理事で構成する「会館運営審議会」を3年前に設置し、閉館も含めて審議を重ね、本組合の組合会で会館運営の継続を決定いただきました。

一昨年の4月に民間会社とのアドバイザー契約による会館運営の見直しと、修繕・改装等を実施してリニューアルオープンし、本年は3年目を迎えております。

その運営状況は、一昨年が「龍馬伝ブーム」もあり客室稼働率等の大幅な向上を図ることができ、ブーム後の昨年につきましても、会館収入は順調な伸びを見ることとなっております。引き続き営業活動の強化やサービスの向上と併せて経営改善に努め、組合員ならびにご家族の皆様が、より快適にご利用いただける会館となるよう取り組む所存でございます。

以上のように共済組合制度をとりまく状況は大きく変化しております。共済組合制度の一層の充実が図られるよう役職員一同、新たな気持ちで取り組んでまいり所存でございますので、皆様のより一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

年頭に当たり、皆様のますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

3 月末に退職される皆様へ

退職後の医療保険制度

組合員のみなさまが退職されると、退職した日の翌日から被扶養者も含め何らかの医療保険制度に加入する必要があります。

再就職される方は、その再就職先が医療保険制度の適用事業所であり、かつ、加入要件（※勤務形態等）を満たしている場合は、その医療保険制度に加入することとなりますが、それ以外の方については、加入する医療保険制度を検討のうえ選択していただくことになります。

加入することができる医療保険制度として、

- ① 当組合の「任意継続組合員制度」
- ② 国民健康保険
- ③ 家族の医療保険制度（被扶養者として加入）

などがあります。このうち、当組合の「任意継続組合員制度」は、病気やケガなどをしたときに、在職中とほぼ同様の給付を受けることができる制度で、以下のとおりとなっています。

（加入要件）	退職日の前日まで引続き1年以上組合員であった者。
（加入期間）	退職後2年間。（途中で資格喪失もできます）
（加入手続期間）	退職日から起算して20日以内。
（加入手続方法）	「任意継続資格取得申出書」を所属所の共済事務担当者を経由して提出してください。（現職時の組合員証・被扶養者証・高齢受給者証も一緒に返却してください。）
（給付）	在職中と同様に短期給付事業を受けられます。（一部の給付除く）
（被扶養者）	退職時に被扶養者として認定されていた方は引き続き被扶養者として認定いたします。

<掛金について> … 平成24年度の掛金率は未定

掛金には医療費等に係る短期掛金と介護保険制度に係る介護掛金があります。

- ・短期掛金＝標準給料月額×116.39375／1000（平成23年度率）
- ・介護掛金＝標準給料月額×10.8／1000（平成23年度率）
（介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が該当となります）

* 標準給料月額とは、①と②のいずれか低い額です。

- ① 退職月の初日における掛金の標準となった給料月額
（組合員期間が15年以上であり、退職時の年齢が55歳以上で初めての退職である者は、給料月額の8割の額）
- ② 1月1日における全組合員の平均給料月額（平成23年度317,000円）

*平成23年度短期・
介護掛金月額の上限額
短期掛金＝36,896円
介護掛金＝3,423円

<任意継続組合員の資格取得の撤回について>

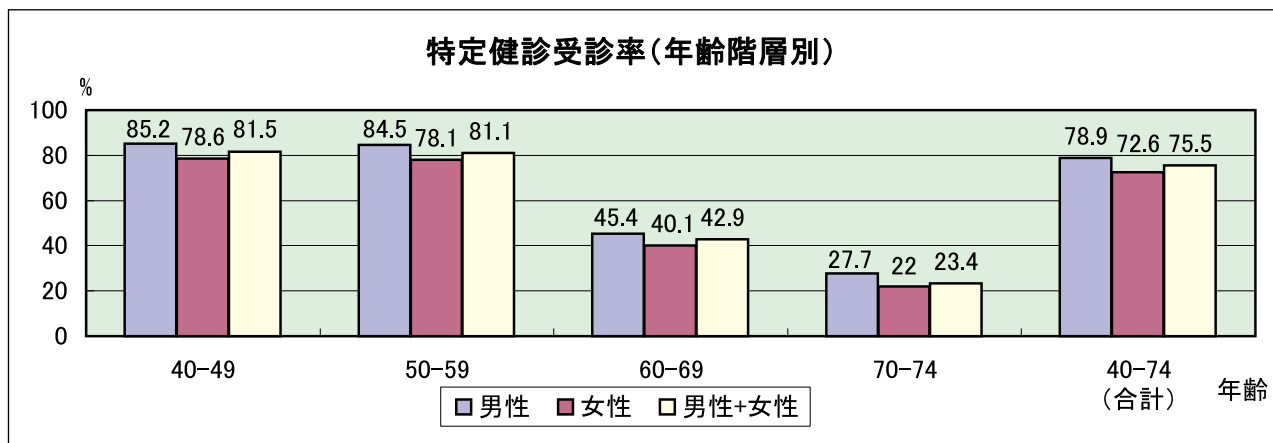
任意継続組合員の資格取得をされた後、家族の被扶養者などになられて任意継続組合員の資格取得を撤回する場合、退職日から起算して20日以内に撤回の申出をお願いします。ただし、原則的にはそのようなことにならないよう、事前に退職後に加入する医療保険について決めておくことが重要です。

平成22年度分

特定健診・特定保健指導実施報告について

平成23年10月21日に平成22年度の特定健診・特定保健指導の国への報告が完了しました。
当組合の受診状況等は以下のとおりとなっていますので、ご参照ください。

1 特定健診報告結果



報告項目	男性	女性	合計
健診対象者数	3,821	4,479	8,300
健診受診者数	3,013	3,251	6,264

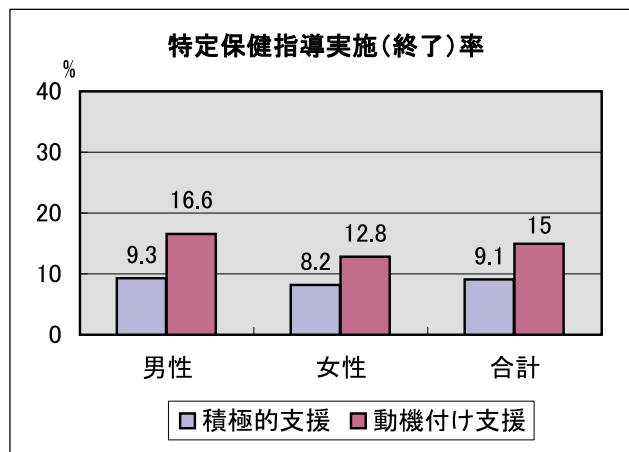
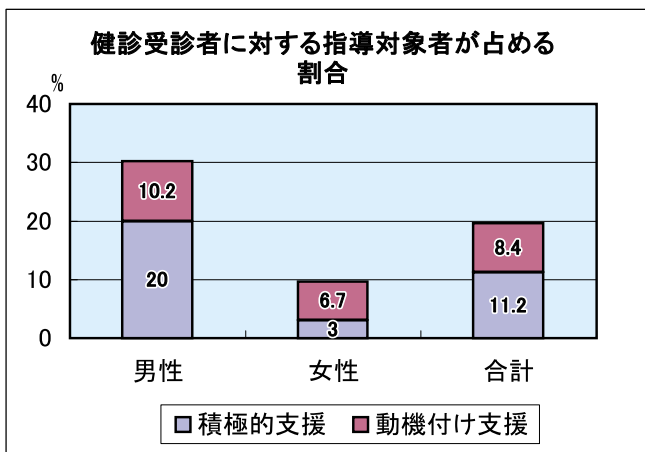
※ この数値は、被保険者（組合員＋被扶養者）数より算出しています。

特定健診対象者の受診率は、男性78.9%、女性72.6%、全体で75.5%となり、前年度と比較して、男性1.3%増、女性0.7%減、全体で0.2%増となっています。平成24年度末の達成目標である受診率80%に対し、若干停滞気味となっています。また、組合員・被扶養者別の受診率は、それぞれ89.4%、44.4%となっており、被扶養者の受診率が低迷している状況が続いています。

当組合としては、特定健診受診方法を拡充することにより、被扶養者のみなさまに気軽に受診していただくことで受診率向上を図る予定です。

また、組合員のみなさまも、ご自身の健康管理のために、年1回の健康診断として、短期人間ドックまたは事業所健診等をより一層ご利用いただきますようお願いします。

2 特定保健指導結果



報 告 項 目	男性	女性	合計
積極的支援対象者数	603	98	701
積極的支援終了者数	56	8	64
動機付け支援対象者数	308	218	526
動機付け支援終了者数	51	28	79

※ この数値は、被保険者（組合員＋被扶養者）数より算出しています。

特定保健指導の指導終了率は11.7%となっており、前年度16.2%に対し4.5%も減少する結果となりました。これは、当組合の特定保健指導の実施体制が完全ではないことに加え、前年指導対象となった方が、2年続けて指導対象となった場合に保健指導を受けない傾向が見られることが原因と考えられます。

当組合としては、特定保健指導の実施体制を対象者全員に拡充するとともに、複数回指導対象となった方への受診勧奨を行うことにより指導終了率向上を図る予定です。

当組合では平成24年度も特定健診及び特定保健指導を実施します。

組合員・被扶養者の特定健診受診方法は以下のとおりです。

特定保健指導については、現行では、一部の人間ドック受診者および高知市在住の被扶養者に係る特定健診受診者のみへの対応となっています。その他の該当者については、平成24年度から随時利用券を送付させていただく予定となっています。

【特定健康診査の受診方法】

1 組合員

① 短期人間ドック利用助成事業（当組合実施の保健事業）

当組合が3月（新規採用者等は、4月）に一斉募集を行う予定ですので、その際に受診申込みをしてください。

② 組合員が所属している所属所にて実施される事業所健診

実施時期等については、お勤めの所属所の担当者にご確認ください。

※ ①または②を受診することで、特定健診を受診したことになりますので積極的な受診をお願いします。

2 被扶養者

① 短期人間ドック利用助成事業（当組合実施の保健事業）

対象は現行の被扶養配偶者に加え、平成24年度から40歳以上の被扶養者を追加する予定です。当組合が3月（新規採用者等は、4月）に一斉募集を行う予定ですので、その際に受診申込みをしてください。

② 成人病精密検査（当組合実施の保健事業）

上記1の②の事業所健診の日程を利用し、同日同場所にて受診を希望する被扶養者を対象に健診を実施（一部の所属所は除きます。）します。健診実施時期の約1ヶ月前に、当組合より対象被扶養者に案内文書を送付します。

③ 特定健康診査（高知市在住者のみ）

高知市在住の被扶養者の方を対象に、9月から11月の間に健診を実施しています。7月中旬頃に対象被扶養者に案内文書を送付します。

④ 特定健康診査（市町村が実施する住民対象の健診）

在住の市町村が住民を対象に特定健診を実施していますので、健診日程・場所等について市町村役場に確認の上、受診予約をしてください。なお、その際に必要な特定健診受診券は当組合より発行しますので、当組合へ申請を行ってください。申請用紙がない場合は、各所属所の共済担当者または共済組合にお申し出ください。

⑤ 特定健康診査（医療機関が実施する健診）※平成24年度実施予定

集合契約に基づく指定医療機関が一般の方を対象に特定健診を実施していますので、希望する医療機関に直接受診予約をしてください。受診券の申請方法は、上記④と同様です。

※1 ①から⑤のいずれかを受診することで、40歳から74歳の方は特定健診を受診したこととなります。なお、①から⑤の健診を重複して受診することはできません。

※2 任意継続組合員及びその被扶養者の方は、平成24年度より④または⑤のいずれかにより受診できる予定です。

平成23年度文化教養講座（第2回）を開催しました!!

昨年10月29日（土）、高知共済会館にて平成23年度文化教養講座（第2回）を開催し、組合員および被扶養配偶者の方にご参加いただき、盛況のうちに終了いたしました。

第1部では管理栄養士の久武様のお話から、ゼロカロリーや糖質ゼロならいくら飲んでもよいなどの情報は誤りであると改めて知ることができました。

第2部では、洋食フルコースを味わいながら、共済会館の永田支配人によるテーブルマナーの講習を行いました。ワインの飲み比べやボリュームのある料理で大変楽しく、充実した講習会であったと、参加者の方々よりお声をいただきました。

○ 講演「正しいですか？あなたの健康感～氾濫する現代の食情報～」

高知県総合保健協会管理栄養士、久武啓子様を講師に招き、食と健康にまつわる講演を行いました。



【参加者の皆様の感想】 ※参加者アンケートより抜粋

間違った情報をうのみにしていることもわかり、楽しかった。やはり健康については、勉強が必要だと思います。

食に関する情報があふれすぎており、間違ったものも多いので自分で選ぶ力も必要だと気付きました。

わかりやすく
いい内容でした。

今までの食に対する思い込みなどに気付く良い時間となりました。

身体に良いと思い実践していた事を今後は見直しつつ、今日の講義を参考にさせていただきたいです。

健康情報についての話には、興味をひかれました。

とても有意義な時間を過ごすことができました。

色々勉強になりました。運動と食事、両方に十分気をつけていきたいです。

日頃の生活を改めるきっかけになったと思います。「何が正しい情報か？」というのを自分の中で見極め、バランスの良い食事等に気を配りながら、今後の情報収集に努めたいと思います。

○ テーブルマナー講習

Table Manners Menu

マグロのタルタル 菜園風
 きのこと入りコンソメスープのパイ包み焼き
 紅鰯のソテー バターソース
 若鶏のトマト煮込み カチャトラ風
 旬のフルーツ
 釜焼きパン
 コーヒー
 ~~~~~  
 ワイン  
 エクストラ・ブリュット／ボデガ・ノートン  
 アヴァント・シャルドネ／ケンダル・ジャクソン  
 モンテス・リミテッド・セレクション  
 ・ピノ・ノワール  
 ムートン・カデ・ルージュ



### 【参加者の皆様の感想】 ※参加者アンケートより抜粋

飲み物の種類がたくさんあって、とても楽しい講習会でした。おいしい料理はもちろん、気楽な気持ちで質問できる講師の雰囲気、又次回も参加させてもらいたいです。

骨のある料理のテーブルマナーは初めてだったので勉強になりました。

どのお料理もおいしかったです。マナーについては知らないことがたくさんありました。

すごくおいしかったです。テーブルマナーも、知らない事をたくさん教えてもらって非常に参考になりました。車で来たのでお酒が飲めず残念でした。

ワインの飲み比べができて良かったです。魚の料理に苦戦しましたが、勉強になって良かったです。

とても勉強になりました。1度といわず、2回、3回と講習を受け、マナー習得を目指したいと思います。

今後も続けていただくことに期待します。

難しい素材に今回トライできて自信が持てました。ボリュームたっぷりでしたし、とても美味しかったです。

※ アンケートへのご協力ありがとうございました。今後のセミナーの参考とさせていただきます。

## 組合員証の提示にご注意ください

- 組合員証記号番号に変更があったとき
- 就職等により被扶養者が取消しとなったとき

所属所間の異動(市町村役場⇄一部事務組合等)をされた方には、組合員証記号番号が変更された新しい組合員証・組合員被扶養者証が共済組合から交付されます。

このような事由により新しい組合員証等を交付された方は、病院等へ受診する際にはもちろん、継続受診中のときも、病院等の受付へ組合員証記号番号が変更となった旨を申し出るとともに、新しい組合員証等を提示してください。

また、就職等で被扶養者の資格が取消しとなった家族の方は、認定取消後の組合員被扶養者証の使用はできませんので、新しい保険証を受付に提示されるようお願いいたします。

病院等では皆様の組合員証等により、受診者の保険者番号や記号番号等を確認していますので、旧組合員証等を使用し続けると、変更前の組合員証記号番号で共済組合へ医療費が請求されることとなり、高額療養費や附加金等の支給がスムーズに行われなくなりますので、十分ご注意ください。

なお、資格喪失後(扶養取消し後)もそのまま組合員証や、被扶養者を使用された場合、共済組合が支払った医療費を全額返還していただくことになりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

保険課保健医療係 TEL 088-823-3213

## 資格喪失後の組合員証等について

～資格喪失後の組合員証は使用できませんのでご注意ください！～

### ●退職による資格喪失

組合員の方は、退職日までが共済組合の加入期間となります。

よって、退職日の翌日(資格喪失日)以降、「組合員証」は使用できませんので、退職の際は必ず元勤務先の共済事務担当課を経由して返納してください。

また、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」が交付されていまして、あわせて返納してください。

### ●任意継続組合員の資格喪失

任意継続組合員の方は、資格喪失日の前日までが共済組合の加入期間となります。

よって、資格を喪失した場合は「任意継続組合員証」は使用できませんので、資格喪失後は速やかに共済組合へ直接返納してください。

また、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」が交付されていまして、あわせて返納してください。

### ●被扶養者の資格喪失

組合員または任意継続組合員の方が資格を喪失し、その方に被扶養者がいる場合は、被扶養者の方も同時に資格を喪失することになりますので、組合員証とあわせて「組合員被扶養者証」についても返納してください。

また、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」が交付されていまして、あわせて返納してください。

任意継続組合員証等の返納先

〒780-0870

高知市本町5丁目3-20

高知縣市町村職員共済組合

保険課資格係

TEL 088-823-3213

！ご注意！

資格喪失後もそのまま組合員証または任意継続組合員証等を使用して病院などで受診することは、不正使用となりますのでご注意ください。

また、住所以外の部分をご自分で訂正等しないでください。

## ～被扶養者Q & A～

**Q 1. 妻が勤務先を退職し、現在雇用保険の手続き中ですが認定はどうなりますか？**

A. 雇用保険の受給も収入の対象となり、雇用保険の日額3,612円以上、60歳以上の公的年金受給者は日額5,000円以上（停止とならない公的年金を含む）の場合は受給期間中、認定できません。

ただし、退職の翌日から当該給付の受給開始日までの期間及び給付制限期間については認定できます。

**Q 2. 妻はパートによる給与収入がありますが、毎月の収入額に変動があり、年間収入が推測できません。このような場合認定はどうなりますか？**

A. 給与所得者については、その月収が認定基準額（60歳未満は年額130万円未満、60歳以上の公的年金受給者は給与と年金収入の合計が年額180万円未満）の12分の1を超える場合は認定できません。

パートによる給与収入など月額が変動し、その収入額が推計できない場合は、直近3～4ヶ月の収入により判断し、平均給料月額が108,333円（基準額が130万円の場合）を超えると認定できません。

**Q 3. 夫は勤務先を早期退職し、無収入のため私の被扶養者となっていますが、遡及して障害年金の認定を受けました。このような場合認定はどうなりますか？**

A. 障害年金の受給者の認定基準額は年額180万円未満となっていますので、年金が年額180万円以上である場合は認定の取消となります。取消年月日につきましては、年金証書の発行日（知り得た日）となります。

**Q 4. 私の夫は自営業をしています。昨年収入が減少しました。認定要件はどのようになりますか？**

A. 事業・営業収入のある者の認定については、直近の確定申告書と収支内訳書で、総営業収入金額から社会通念上、明らかに必要と認められる経費についてのみ控除した額が、認定基準額を超えていないか判断します。

### 必要と認められる経費

- 〔一般〕 ・売上原価 ・給料賃金 ・地代家賃 ・水道光熱費 ・修繕費 ・消耗品費
- 〔農業〕 ・雇人費 ・小作料、賃借料 ・種苗費 ・素畜費 ・肥料費 ・飼料費 ・農具費  
・農薬衛生費 ・諸材料費 ・修繕費 ・動力光熱費 ・土地改良費

**Q 5. 被扶養者で別居の22歳の息子が大学を卒業しましたが、就職先がなく、アルバイトをしながら求職活動をしています。収入は月6万円程度ですが、引き続き認定できますか？**

A. 被扶養者の認定については、18歳以上60歳未満の者は通常稼働能力があるとみなされますので、原則として被扶養者には認定できませんが、年額130万円未満の収入で組合員と生計維持関係がある場合は、被扶養者として認定できる場合があります。

別居の場合、対象者の収入の1/2以上の額（無収入等の場合は3万円以上）を毎月定期的に援助していることが必要となります。

Q 6. 被扶養者で23歳の娘が就職をしました。3ヶ月間は研修期間ということで健康保険等の適用がありません。給与については月額15万円が支給されます。研修期間中について、引き続き被扶養者として認定できますか？

A. 健康保険等の適用とならない場合でも、就職の時点から月額15万円（年額180万円）の収入が発生するため、認定基準額130万円を超えますので、就職日をもって認定の取消となります。

### 最も問い合わせのある父母の認定について

父母にあっては、第一にその配偶者が相互に扶養義務を負うことになり、子である組合員の扶養義務は優先順位では第二となります。

したがって、父母の認定では「主として組合員の収入により生計が維持されているか」を次の①～④の事項について確認させていただきます。

① 父母の合算収入額が認定基準額未満であること。（父母、一方の認定でも同じ。）

〔父母の合算収入の認定基準額〕

|            |     |                        |
|------------|-----|------------------------|
| 父母ともに60歳以上 | └── | 父母ともに公的年金受給者…306万円     |
|            | └── | 父母の一方が公的年金受給者…263万5千円  |
| 父母ともに60歳未満 | └── | 父母ともまたはどちらかが収入あり…221万円 |
|            | └── | 父母の一方が障害の年金受給者…263万5千円 |

父母の一方が60歳以上、一方が60歳未満

|     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| └── | 父母の一方が公的年金受給者、一方が60歳未満…263万5千円      |
| └── | 父母の一方が60歳以上で公的年金受給なし、一方が60歳未満…221万円 |

② 組合員に兄弟姉妹がいる場合には、他の兄弟等から父母に対する経済的援助がないこと。

③ 別居の場合、援助額が認定対象者の収入の1/2を超えていること。

④ 組合員の扶養能力を判断する次の計算で、BがAを上回らないこと。

$$\text{組合員の家族一人当たりの生計費} = \frac{\text{組合員の年収}}{\text{組合員本人} + \text{被扶養者数}} = A$$

$$\text{認定対象者の年収} = B$$

※①～④の要件を満たしている場合でも、組合員の給料月額や組合員の現在の扶養認定状況等で、認定できない場合がありますので、まずは共済組合へご相談いただきますようお願いします。

Q 7. 私の別居している実父母は60歳以上の年金受給者で、父は150万円、母は120万円の年金を受給しています。私の年収は630万円で、現在、被扶養者に妻と娘をとっています。父母は認定できますか？

A. ①父母の合計収入額は270万円で、認定基準額の306万円未満

④組合員の家族の一人当たりの生計費は、 $630\text{万円} \div 3\text{人} = 210\text{万円}$ （A）

父母の一人当たりの生計費は、 $270\text{万円} \div 2\text{人} = 135\text{万円}$ （B）

①と④の要件を満たしているので、②の他の兄弟等から父母に対する経済的援助がないことが確認でき、③の組合員から父母への経済的援助が、父母の合算収入額の1/2の135万円（年額）以上の実態がある場合認定できます。

## タバコが脳を破壊する（その3） —それでもあなたはタバコを吸いますか？—

高知検診クリニック

脳ドックセンター長 朴 啓 彰



今回は、喫煙が他人の脳に与える影響について取り上げます。まず、WHOのたばこ規制枠組み条約（Framework Convention on Tobacco Control：略称WHO FCTC）について述べますが、FCTCは、たばこの消費及びたばこの煙に晒(さら)されることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とした公衆衛生分野での世界初の国際条約であります。2003年（平成15年）のWHO総会で全会一致採択され、日本も2004年に96カ国目のFCTC 締約国になりました。2005年にFCTCが発行したわけではありますが、タバコの広告や販売促進などが全面的に禁止され、タバコに対する課税率引き上げが義務付けされていますから、テレビや新聞等を通じてのタバコの宣伝はなくなり、タバコが値上がりするようになったのです。そう言えばなるほどと納得される方が多いと思います。さらに、2007年の第2回締約国会議で、公共の場での受動喫煙防止対策を促進することが義務付けされました。この頃から、日本でも、空港や新幹線、学校・病院など全面禁煙・完全分煙となりました。

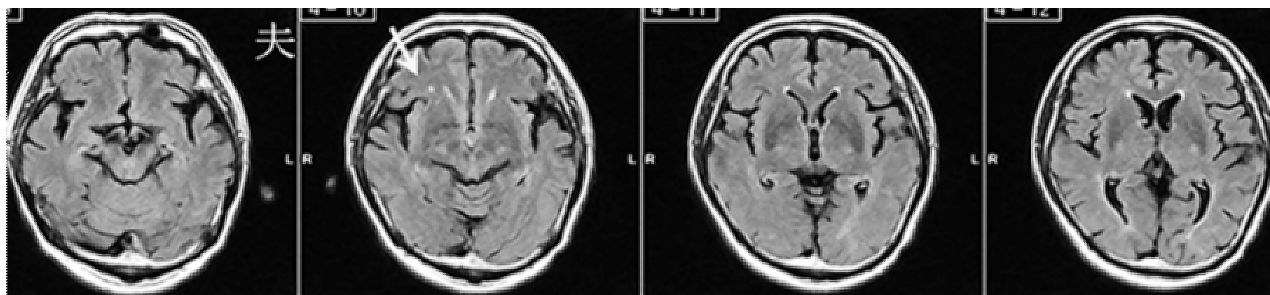
受動喫煙は、目のかゆみ、目の痛み、涙、瞬目、くしゃみ、鼻閉、かゆみ、鼻汁、のどの痛み、頭痛、吐き気、咳、喘鳴、呼吸抑制、指先の血管収縮、心拍増加、皮膚温低下を引き起こしますが、慢性的の影響では、がん、心臓疾患及び呼吸器系疾患などの様々な疾病の危険が高まります。WHOによると、各国における包括的な疾患データが最も揃っている2004年からの集計で、受動喫煙を原因とした全世界の死亡人数は、推定約60万人/年であると報告しています。

実は、受動喫煙の影響は脳にも著しく表れるのです。前々回に、白質病変を説明しましたが、脳の老化のサインとも言われています。加齢のみならず、高血圧・糖尿病・高脂血症などの動脈硬化性疾患によると言われていますが、喫煙が白質病変の最大の危険因子だと考えています。そして、受動喫煙によっても白質病変は引き起こされるのです。

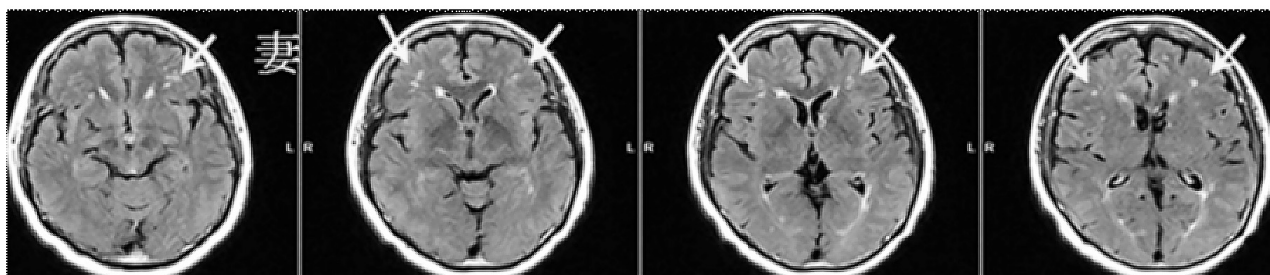
のべ2万人の脳ドック診断の経験から枚挙に暇がありませんが、夫が喫煙者、妻が非喫煙者の夫婦の一例（下図）を提示します。夫は50年の喫煙歴があり、高血圧を治療していますが、白質病変（矢印）は1個のみです。一方、妻は、タバコを全く吸わず、高血圧など動脈硬化性疾患の既往歴はないにも関わらず、たくさんの白質病変（矢印）が有るのです。夫からの30年に亘る受動喫煙のせいであ

~~~~~

ると考えざるを得ません。当然ながら、喫煙者が全員肺がんになるわけでもありませんから、外的因子の影響は遺伝的バックグラウンドに大いに左右されます。そもそも、タバコを吸わない人は、タバコに弱いのであり、遺伝的にタバコの害を排除できない人が生物学的本能からタバコの煙を拒絶しているのだと考えています。私は全くタバコを吸いませんが、受動喫煙の何とも言えない不快感・不健康感、そこから由来しているのだと確信しています。よって、タバコを吸わない妻はタバコの害に弱く、白質病変という脳の被害を夫以上に受けているのです。



67歳 夫 50年喫煙歴・高血圧治療中。



61歳 妻 タバコは吸わないが、夫からの受動喫煙歴30年以上、既往歴なし。

上記の例のように、夫婦間や職場内、あるいは多く人の集まる場所等での受動喫煙によるものとしか考えられない非喫煙者の白質病変を頻繁に診断します。最近は声高々に喫煙権と言う人はあまり見かけなくなりましたが、タバコを吸う自由・権利を認めたとしても、他人の脳を攻撃する・破壊する自由・権利は全くありません。私の脳ドックでは、喫煙者に対してタバコの煙をふかさず、飲み込んで下さいと指導しています。特に、過去に2年以上、タバコの煙が悶々とした中で仕事をした経験の有る方には、ぜひとも脳ドックをお薦めします。できてしまった白質病変は消えることはありませんが、白質病変のある人は、タバコに弱いのですから今後の受動喫煙を絶対に避けなければいけません。

居酒屋やスナックなどの酒場や、パチンコ店などの遊技場、または、お昼のランチを食べる食堂やレストランでも、タバコの煙が気になりますか？

徹底した受動喫煙防止対策を進めると同時に、生活環境からタバコゼロを目指すべきですが、当座はタバコの煙のある店には行かない、タバコを吸っている人のそばに近づかないなどすることが賢明です。



WHO FCTC

タバコ規制枠組み条約 2005. 2

WHO Framework Convention on Tobacco Control (WHO FCTC)

The WHO FCTC is a global public health treaty aimed at reducing the burden of disease and death caused by tobacco consumption. Adopted in June 2003, the Convention quickly became one of the most widely embraced treaties in United Nations history; within two and a half years, it boasted more than 100 Contracting Parties. It officially entered into force in February 2005 and by the end of 2006, the total number of Parties had reached 142 covering more than three quarters of the world's population.

The Convention addresses tobacco control from both the supply and demand sides, by requiring price and tax increases on tobacco products, complete bans on tobacco advertising, promotion and sponsorship, and visible pictorial health warnings on all tobacco packages. Article 8, Protection from exposure to tobacco smoke (SHS), identifies proven measures for reducing

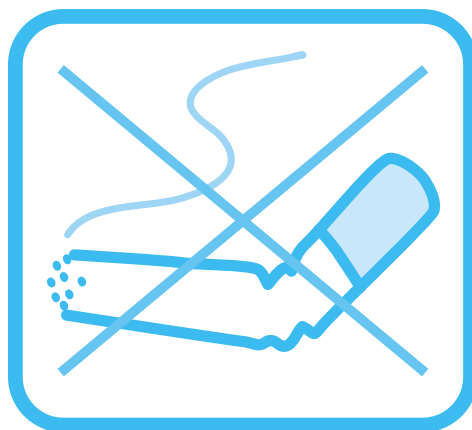
the health harm caused by SHS. Case studies⁹ show that countries that enact legislation to ban smoking in public places witness decreased consumption of tobacco products, partly because it encourages people to quit. Furthermore, there is no rigorous evidence that these bans have a negative economic impact on the hospitality sector.

タバコ。受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする



喫煙率を下げる

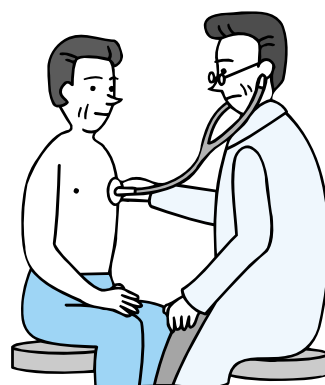
タバコ価格↑
公共の場の禁煙
受動喫煙防止
宣伝広告中止
自動販売機禁止
禁煙教育推進



外来診療で「限度額適用認定証」が 使えるようになります

高額な薬剤費等がかかる患者の負担を軽減するため、従来の入院診療に加え、外来診療についても、同一医療機関で同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、高額療養費を事後に給付する手続きに代えて、共済組合から医療機関に支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取り扱い（現物給付化）を導入します（平成24年4月施行予定）。

- ◎ 手続きの詳細については3月に所属所あてに通知いたしますが、現行の入院と同様に限度額適用認定証を申請していただくことになります。



共済組合指定宿泊施設の 閉館について

当組合の「宿泊施設利用助成券」を使用できる指定宿泊施設が、下記のとおり閉館となりましたのでお知らせします。

記

「八丁堀シャンテ」

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-28

TEL 082-223-2111

閉館日

平成23年12月25日

交通事故等にあったとき

交通事故（第三者行為）等で負傷し、組合員証を使用するときは必ず共済組合に連絡してください。

交通事故等による負傷については、原則的には組合員証を使用することができません。ただし、共済組合に連絡して必要書類を提出することにより保険診療扱いとすることができます。

次のような事例の場合には、必ず共済組合に連絡してください。

連絡先：共済組合保険課保健医療係 TEL 088-823-3213

事例1 車どうしの事故で負傷したとき

車どうしの事故で負傷したときは過失の度合いに関係なく、必ず共済組合に連絡してください。赤信号で停止している車に追突したというような自分の過失が100%の場合、軽傷だからといって無断で組合員証を使用する例が見受けられますが、必ず共済組合へ連絡してください。

事例2 自損事故で負傷したとき

凍結道路でスリップしてガードレールに衝突して負傷したといった自損の場合も、共済組合に連絡したうえで組合員証を使用してください。

飲酒による事故など本人に重大な過失がある場合は附加給付が給付できない場合があります。

事例3 被扶養者を車に乗せて自損事故を起し、被扶養者が負傷したとき

被扶養者の負傷については、第三者行為（運転者が加害者）となりますので、必ず共済組合に連絡してください。この場合、忘れずに警察に届け出て交通事故証明書を交付してもらってください。

事例4 散歩中に近所の飼い犬にかまれて負傷したとき

第三者行為になりますので、共済組合への連絡が必要です。相手との話し合いにより医療費の窓口負担について、相手側が支払う場合は、医療費の附加給付等を行われません。

事例5 通勤途中で交通事故にあって負傷したとき

通勤途中の交通事故は公務災害になる可能性があります。必ず公務災害の担当者に連絡してください。なお、公務災害になる場合で組合員証を使用する際は共済組合に連絡ください。

退職共済年金の請求手続きについて

在職中に60歳に到達する組合員における退職共済年金請求については、事前に請求書を所属所の共済担当者を通じて送付しておりますが、本年度末にご退職される方（普通退職を含む）について、請求書の様式及び送付時期を下記のとおりとさせていただきますのでお知らせします。

① 〈4月2日から1月1日生まれの方〉

「退職共済年金退職改定請求書」を共済担当者あてに2月上旬に送付します。

なお、その時点で在職決定(60歳到達による年金の決定)がされていない方については、「退職共済年金決定・退職改定請求書」を2月上旬に送付します。

② 〈1月2日から4月1日生まれの方〉

「退職共済年金決定・退職改定請求書」を共済担当者あてに2月上旬に送付します。

③ 〈退職後に60歳に到達される方〉

「退職共済年金決定請求書」を本人確認のうえ、60歳到達月の前々月にご自宅へ送付します。

なお、請求書等を共済担当者に提出される際、所属所の受付日が①、②に該当の方については、退職日以降、③に該当の方については、受給権発生日（60歳の誕生日の前日）以降となるようご注意ください。また、記入例、記入上の注意点、及び添付書類一覧をご確認のうえ、不備書類のないようお願いします。特に、「年金加入期間確認通知書」については、他の公的年金制度（国民年金、厚生年金等）の加入期間を有する場合には必ず提出が必要となりますので、最寄の年金事務所にて手続きしていただきますようよろしくお願いいたします。

※退職が60歳到達年度の年度末以降になる方については、「退職共済年金退職改定請求書」は破棄していただき、実際に退職される際にあらためて請求を行っていただきますようお願いいたします。

※60歳到達年度の途中で退職された方については、退職共済年金の請求に係る事前送付の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

貯金係からご案内

～ 積立貯金ご存知ですか？ ～

☆利率は半年複利の1.35%。定期貯金の1.3%より有利です。※注（1）

☆積立方法は次の3種類。

- ①定時積立…毎月の給料から天引きされる積立です。
- ②ボーナス積立…ボーナス（6月・12月）から天引きされる積立です。
※①と②は併用でもご利用いただけます。
- ③臨時積立…いつでも追加で預け入れできる便利な積立です。

☆払戻しは月2回。※注（2）手続きは所属所を通じて払戻請求書を提出していただくだけ。送金日に共済組合に登録されている個人口座に直接送金されますので簡単・安心です。

※平成24年の払戻請求書の締切日と送金日は下表のとおりとなります。※注（3）

※注（1）利率は平成24年1月現在のものです。

（2）同月内での払戻しはどちらか1回のみとなります。

（3）締切日は当日必着完備（FAX不可）の取扱となります。不備による再提出が締切日を過ぎますと次回分に繰り下げとなりますので、お急ぎの場合などは早めの提出をお願いします。

是非この機会に簡単・便利・安心で有利な積立貯金をご利用ください!!

平成24年 積立貯金一部払戻予定表

		締切日	送金日
1月	①	6日	17日
	②	20日	30日
2月	①	6日	15日
	②	20日	28日
3月	①	5日	15日
	②	19日	29日
4月	①	5日	16日
	②	19日	27日
5月	①	7日	15日
	②	21日	30日
6月	①	6日	15日
	②	20日	28日
7月	①	5日	17日
	②	20日	30日
8月	①	6日	15日
	②	21日	30日
9月	①	5日	14日
	②	19日	27日
10月	①	5日	16日
	②	19日	30日
11月	①	6日	15日
	②	20日	29日
12月	①	5日	14日
	②	19日	27日

平成24年貸付金・自動車購買立替金振込日のお知らせ

月	第 1 回		第 2 回		第 3 回	
	決定通知送付	振 込 日	決定通知送付	振 込 日	決定通知送付	振 込 日
1	1 3 日	1 8 日	1 7 日	2 3 日	2 4 日	3 0 日
2	1 4	1 7	1 7	2 2	2 3	2 8
3	1 3	1 9	1 6	2 3	2 3	2 9
4	1 3	1 8	1 7	2 0	2 0	2 6
5	1 5	1 8	1 8	2 3	2 5	3 0
6	1 2	1 8	1 9	2 2	2 2	2 8
7	1 3	1 9	1 7	2 3	2 4	3 0
8	1 4	1 7	1 7	2 2	2 4	3 0
9	1 3	1 9	1 8	2 1	2 1	2 7
10	1 6	1 9	1 9	2 4	2 5	3 0
11	1 3	1 9	1 6	2 2	2 2	2 9
12	1 4	1 9	1 8	2 1	2 1	2 7

※第1回、第2回貸付振込は普通貸付、入学貸付、修学貸付のみです。

自動車購買立替金制度をご存じですか

※平成21年6月1日以降の立替より連帯保証人が必要です。(連帯保証人は組合員期間1年以上の方)

年利

3.0%



便利な
給料控除

※利率は変動利率で
平成24年1月現在のものです。

注意点

- ・申込書の締切日は毎月10日で支払日はその月の末日
- ・購入する自動車の使用者は申込人（または配偶者）名義とする
- ・申込みは登録後2ヶ月以内に限る
- ・個人の方から購入される場合はご利用いただけません

◆ご融資金額・返済期間◆

300万円以内・6年以内
(毎月の返済金額が基本給の30%以内)

◆ご用意いただくもの◆

自動車購買立替金申込書
車検証のコピー
戸籍謄本（使用者名義が配偶者の場合のみ）

◆ご利用いただける方◆

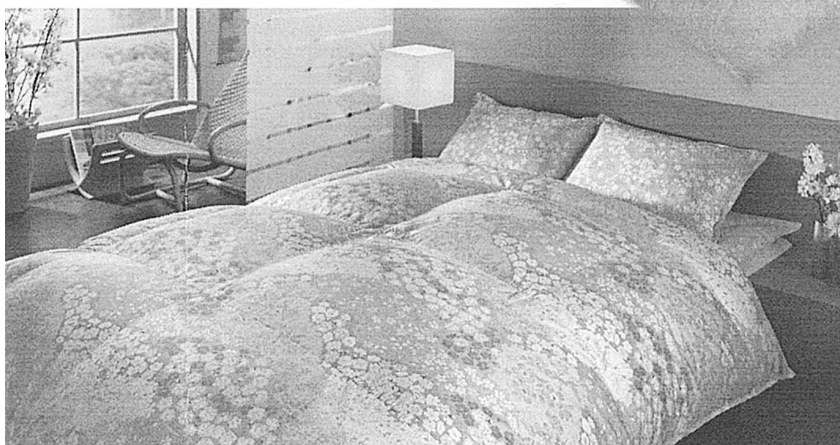
組 合 員
(現在自動車購買立替制度をご利用いただいている方は対象外となります)

高知縣市町村職員共済組合 物資係 ☎088-823-3213

～共済組合物資係 指定店の紹介～ その4

今回は、「東洋羽毛中四国販売株式会社」と「有限会社クロイワメガネ」の紹介です。購入の際は“共済組合の物資を利用したい”と申し出ていただければ、給料天引きの支払いが可能となります。(手数料無料・元金支払いのみ)

きれいな呼吸をする「ゴア®ふとん」です。



桜花づくし
安眠をつみよさし
春夢のい
東洋羽毛
ふんばさ舞う

TUK 東洋羽毛中四国販売株式会社

愛媛営業所 ☎ 0120-233107

〒791-1114 愛媛県松山市井門町21番地1

清潔・きれい・衛生
Bedding Products

営業社員にお気軽にお問い合わせください。

www.toyoumo.co.jp

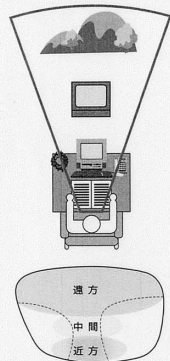
メガネレンズは設計で選べばさらに快適

クロイワメガネ

平日/10:00～19:00 日曜・祝日/10:00～18:00 (第2・第4日曜日定休)
〒780-0870 高知市本町5-4-1 (グランド前) TEL:872-3305

遠近両用メガネレンズ

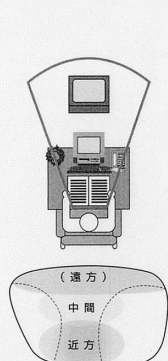
遠くからお手元まで快適。
掛けはずしなくて大活躍。



HOYALUX *Trinity*
HOYALUX *iD*
HOYALUX *FD*
HOYALUX *SUMMIT PREMIUM*
HOYALUX *SUMMIT PRO/CD*

室内専用メガネレンズ

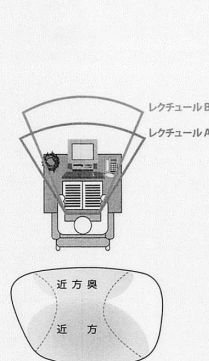
室内での仕事や家事、
趣味の時間が快適です。



HOYALUX *iD Chiaro*
HOYALUX TACT

デスクワーク専用メガネレンズ

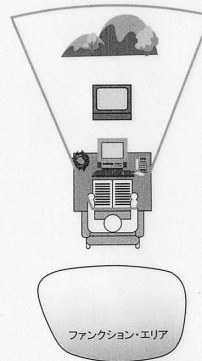
デスクワーク、パソコンなど
お手元まわりの作業が快適。



Lecture

ニューコンセプトレンズ

見る力をサポートする
10代からの常用メガネ。



REMARK



ねぶた祭りのご案内

組合員の皆様には平素より格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、日頃のご愛顧に感謝し、組合員の皆様を優先でねぶた祭り期間でご予約を承りたいと存じます。
燃えるような情熱と勇姿を間近で体感し、楽しいひとときをお過ごしくださいませ。

ご利用期間・料金

平成24年8月2日から8月7日 1泊2食付税サ込 1名様16,000円

お申込み方法

はがきに下記の内容を記入のうえ、2月末日(当日消印有効)までにお申し込みください。
多数のお申し込みが予想されるため、誠に勝手ながら抽選とさせていただきます。
抽選の結果は、当選者のみ3月末日までにお知らせいたします。

- ①利用月日 ②利用人数 ③希望の部屋タイプと禁煙・喫煙の有無 ④組合員氏名
⑤所属所(例、〇〇市〇〇課) ⑥自宅住所・電話番号・メールアドレス

送り先

〒030-0802 青森市本町5丁目1-5

アップルパレス青森 ねぶた祭り宿泊受付係

※より多くの皆様にご利用いただくために1泊までとし、1室2名様より承ることといたします。



大好評! 人工温泉大浴場
「二股炭酸カルシウム温泉」で心地よい
リラックスタイムをお過ごしください



夕食は和膳または洋コースをお選びいただけます
朝食は和・洋バイキングとなっております(写真はイメージです)



ツインルーム



和室(10畳)は3名様より



笑顔と温もりと優しさ
アップルパレス青森

〒030-0802 青森市本町5丁目1-5
TEL017-723-5600 FAX017-723-4255
予約直通TEL.017-723-5610
<http://www.apple-palace.com/>



忘年会・新年会

パーティープラン

20名様以上のご利用で、高知共済会館レストラン【膳】で利用できる
お食事券1万円分プレゼント！



お料理＋飲み放題

お1人様

5,000円

助成券利用で
1,000円OFF!

4,000円

期間 2011年11月1日～
2012年2月28日まで

※写真（イメージ写真・仕入状況や旬の食材で内容が変わる場合がございます）

飲み放題!!
のんびり
2時間30分!!

瓶ビール・焼酎・日本酒・カクテル・ソフトドリンク

お品書

- 田舎風ポークパテ
- スモークサーモン
- 蒸鶏の芝麻醤ソース
- 刺身2種盛
- 森のキノコとベーコンのナンピザ
- 黒毛牛のステーキバターライス添え
- 金目鯛の清蒸
- 土佐嶺北産米粉入うどん
- プティケーキとフルーツの盛合せ

ゆったり新宴会スタイル



正座が苦手なお客さまには、
ゆったりと足を伸ばせる「高座イス」
の会場をご用意致しました。ゆっ
くり足が伸ばせるので、長時間の
宴会もゆったりお楽しみ頂けます。

高知共済会館

 COMMUNITY SQUARE

高知市本町5-3-20

駐車場無料

助成券を使えば、
宿泊代がワンコイン

500円

4,500円

組合員の方は助成券利用で2,000円OFF!

2,500円

互助会会員の方は更に2,000円OFF!

500円

※1名様シングルルーム利用料金です。除外日・土曜日、祝前日。
※高知市役所にお勤めの方の助成額は、2,000円となります。

ご予約・お問い合わせはこちらまで

TEL 088-823-3211

【ホームページ】<http://www.kochi-cs.jp>